

令和6年10月1日から屋外広告物条例を改正しました。（改正内容は裏面参照）改正後1年を経した令和7年10月1日から一部運用を変更します。
一般広告物の変更内容について概要ご案内いたします。詳細な手続きについては、市ホームページの「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

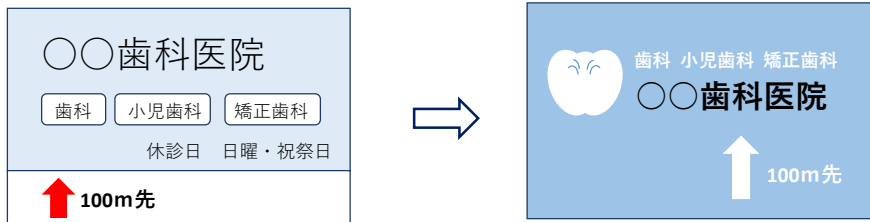
変更1

変更申請の対象外：軽微な変更の対象【条例第16条・施行規則第12条】

表示内容の変更、設置数の変更、形状の変更がある場合は、事前に変更申請が必要です。
令和7年10月1日から次の場合に限り軽微な変更とみなし、「許可申請（変更）」を省略することができます。

- ☑ **広告主に変更がない**
- ☑ **表示面のデザインの變更に過ぎない**

（具体イメージ）



<お願い>

- ☐ 地色の色彩は、許可基準値内に収めてください。
※更新申請時に、基準値を超えることが発覚した場合には、更新できません。必ず基準値以下にしてください。
（不安な場合は、事前にご相談ください。）
- ☐ 表示内容は、同一業務に関する内容に限ります。

色彩(地色)の許可基準

	色 彩（地色）
第1種 許可地域	R・YR・Y系：彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系：彩度8以下 B・BG系：彩度6以下
第2種 許可地域	※「自家用広告物等」以外に適用 R・YR・Y系：彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系：彩度8以下 B・BG系：彩度6以下

【省略対象外】

次の場合は、「許可申請（変更）」が必要です。

- ☐ 設置の数、形状の変更する場合
- ☐ 広告主の変更や広告募集への変更する場合
 - ・ A社の広告→B社の広告
 - ・ A社の広告→広告募集
 - ・ 広告募集→B社の広告

お願い

既存不適格等により許可基準を超過した広告物を変更される際には、表示面の変更にあわせて、面積・高さ等も許可基準値以下に変更してください。

提出
・
問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課
所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階
TEL：0942-30-9757
FAX：0942-30-9714
Mail：keikan@city.kurume.lg.jp

申請書
HP



変更2

届出対象の縮小

<屋外広告物を除却する場合>【法第21条】

一部除却については、更新時の変更報告（設置数の減）をもって除却・滅失届の提出を省略することができます。 点検写真に合わせて、除却したことが分かる写真を提出してください。

記入方法

「許可申請書（裏面）」

種類等		種類	照明装置	表示内容	数量	※手数料
1	追 除 変 加 却 更					
	O	→				円
		独立広告				円
		屋上広告				円
		壁面広告				円
		突出広告				円
		電柱広告				円
		その他広告				円

最新版の申請書では、
前回からの変更概要をチェックしてください
これで除却・滅失届の提出が省略可能です

【省略対象外】

次の場合は、除却後速やかに「屋外広告物除却・滅失届」の提出が必要です。

- ☐ 許可の期間が満了し、更新申請しない場合
- ☐ 屋外広告物が必要でなくなった場合

<管理者、申請者名を変更する場合>【法第35条】

更新点検期間（許可期間満了日3ヵ月前）中の変更については、更新時の変更報告（申請者、管理者の変更）をもって変更届の提出を省略することができます。

記入方法

「許可申請書（表面）」

第1号様式（第2条、第11条、第13条、第24条関係）	
屋外広告物（更新）許可申請書	
久留米市長 宛て	申請者 氏名 変更後の氏名を入力
（前回より変更あり）	住所 変更後の管理者情報を入力
屋外広告物管理者 氏名	資格名
（前回より変更あり）	（資格者氏名）
変更した場合は、チェックしてください これで「屋外広告物管理者等変更届」 の提出が省略可能です	
久留米市屋外広告物条例の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。	

入力上の注意1
最初に申請の種類（2行目）を選択してください。
（新規／更新／変更／更新・変更）
入力・選択対象のセルは、色が変わります。

入力上の注意2
橙色のセルは入力必須対象です。
青色のセルは選択（プルダウン）必須対象です。

入力上の注意3
日付は和暦表示されるようになっています。
（例）11/1で入力 → 令和6年11月1日に自動変換

【省略対象外】

更新点検期間（許可期間満了日3ヵ月前）中の変更以外に、次の方が変更になった場合は、「屋外広告物管理者等変更届」の提出が必要です。

- ☐ 表示（設置）者 ※許可書における申請者が該当
- ☐ 管理者

屋外広告物の許可基準

※は自家用広告物等以外へ適用する

第1種 許可地域

市街化調整区域、用途地域が無指定、第一種・第二種低層住居専用地域、
風致地区、生産緑地地区、景観重点地区

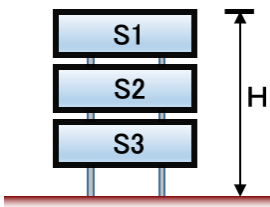
	高 さ	面 積	色 彩 (地色)	上乗せ規制	
				全 域	主要交差点
独立広告	$H \leq 10 \text{ m}$	$S \leq 20 \text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 5 \text{ m}^2$ (1広告当り)	R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下	[総量面積] ※ $S_{\text{all}} \leq 20 \text{ m}^2$ (1敷地当り) 自家用広告物等の場合 $S_{\text{all}} \leq 50 \text{ m}^2$ (1敷地当り)	[対向面積] ※ $S_{\text{view}} \leq 10 \text{ m}^2$ (1方向当り)
屋上広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	—			
壁面広告	—	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 5 \text{ m}^2$ (1広告当り)			
突出広告	—	$S \leq 5 \text{ m}^2$ (1壁面当り)	B・BG系 :彩度6以下	[デジタルサイネージ] ※設置不可 自家用広告物等のみ可 $S_{\text{all}} \leq 5 \text{ m}^2$ (1敷地当り)	[デジタルサイネージ] ※設置不可 自家用広告物等のみ可 $S \leq 2 \text{ m}^2$ (1広告面当り)

第2種 許可地域

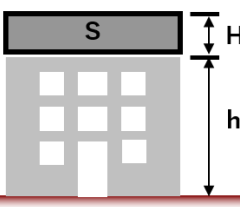
第1種許可地域以外の区域

	高 さ	面 積	色 彩 (地色)	上乗せ規制	
				全 域	主要交差点
独立広告	$H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 50 \text{ m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 15 \text{ m}^2$ (1広告当り)	※ R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下	[総量面積] —	[対向面積] ※ $S_{\text{view}} \leq 30 \text{ m}^2$ (1方向当り)
屋上広告	$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	—			
壁面広告	—	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15 \text{ m}^2$ (1広告当り)		[デジタルサイネージ] $S_{\text{all}} \leq 30 \text{ m}^2$ (1敷地当り)	[デジタルサイネージ] ※設置不可
突出広告	—	$S \leq 30 \text{ m}^2$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15 \text{ m}^2$ (1広告当り)	B・BG系 :彩度6以下		自家用広告物等のみ可 $S \leq 5 \text{ m}^2$ (1広告面当り)

$S=S1+S2+S3$

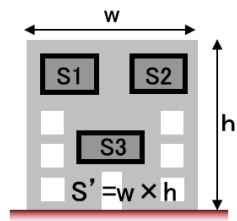


独立広告



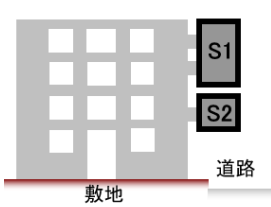
屋上広告

$S=S1+S2+S3$



壁面広告

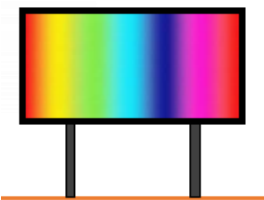
$S=S1+S2$



突出広告

デジタルサイネージのお願い

- 1) 文字数、文字の表示時間帯及び音量は、周辺環境及び交通安全に配慮してください
- 2) 光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えてください
- 3) 表示内容は、落ち着いた色彩を使用するよう努めてください
- 4) 設置箇所周辺の屋外広告物の集約に努めてください

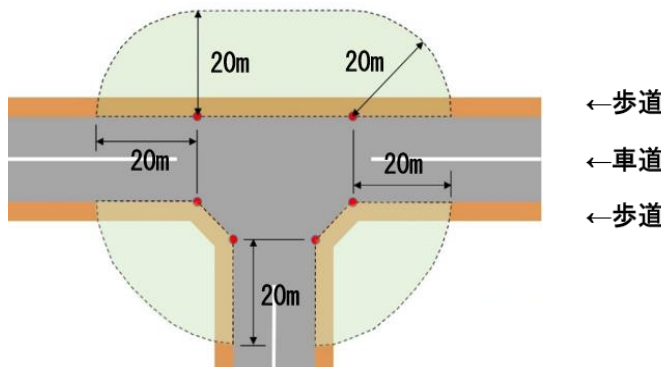


主要交差点

4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの（右表、26か所）

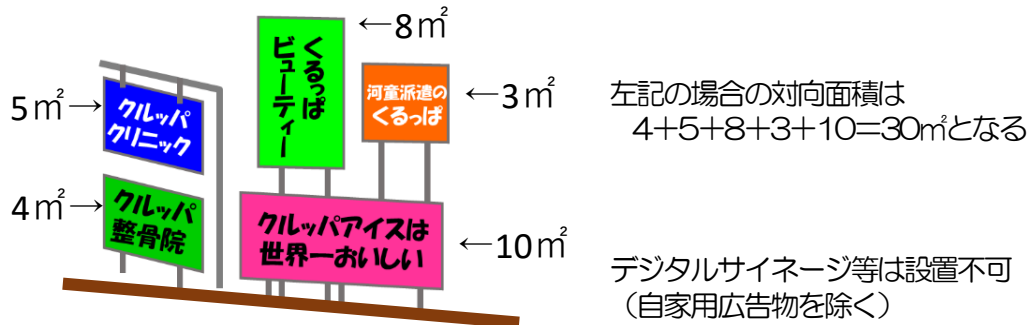
対象範囲

対象交差点の側端及び道路の曲がり角から20m以内の範囲（下図参照）
導流路がある場合は、10m以内の範囲を追加



対向面積

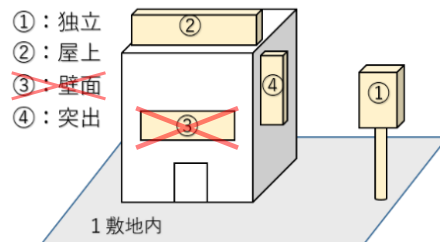
表示方向から見た場合における各種一般広告物の表示面積の合計（自家用広告物等を除く）



総量面積

1敷地内の壁面広告を除く広告物の合計面積
(第1種許可地域に適用)

右記の場合の総量面積は
 $S_{\text{all}} = ① + ② + ④$ となる



その他の留意事項

- ◆ 地域区分は、市ホームページの「禁止地域及び地域区分図」でご確認ください。又は、都市計画課窓口に設置のPC（都市計画等情報閲覧システム）をご利用ください。
- ◆ 上記以外の広告物の基準については、別途お問合せください。